

○工学院大学教育開発センター規程

(平成 20 年 11 月 21 日)

改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、工学院大学教育支援機構規程第 2 条第 2 項の規定に基づき、工学院大学教育開発センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、本学の修士・博士後期課程教育および学士課程教育の改革と質の向上を実現するため、全学的な教育方針と教育施策の企画・開発及び教育改善に係る情報収集・研究を継続的に行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を実現するため次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な教育の理念、将来構想の提言に関すること
- (2) 全学に共通する教育システムの企画及び開発に関すること
- (3) 教育改善に関わる調査・研究に関すること
- (4) FD の企画提案、実施に関すること
- (5) 教育評価に関する企画提案、実施に関すること
- (6) (1)から(5)に関する学長の諮問に応えること
- (7) (1)から(5)に関する学部学科等からの提案事項を検討すること
- (8) (1)から(5)に関する事項の学内への周知、及び学内各所からの意見聴取
- (9) その他教育支援に関すること

2 前項の目的を達成するために、センターに部会等を置くことができる。

(センターの職員)

第 4 条 センターにセンター所長、センター員及び主幹を置く。

2 前項のセンター所長は、学長が指名する。

3 第 1 項のセンター員は、学長が指名する次の職員で構成する。

- (1) 副学長の中から若干名
- (2) 教育職員 数名
- (3) 学事部長または次長
- (4) 事務職員から若干名

4 前項第 2 号の教育職員の中から学長が指名する者若干名を主幹とする。

(センター所長)

第 5 条 センター所長は、センターの業務をつかさどる。

2 センター所長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ学長が指名した教授が副所長としてセンター所長の職務を代理して行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの業務に関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、学長が大学院委員会および教授総会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 組織改正に伴い事務職員の委員を変更する。

附 則

この規程は、平成29年5月19日から施行する。（常務理事会廃止に伴う改廃権者の変更）

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 目的に大学院教育を加え、業務からJABEE業務を削除する。
- 3 改廃権者を学長に変更する。

附 則

この規程は、令和元年10月28日から施行する。

第1条（設置）を削除し、新たに第1条（趣旨）を設ける。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 第4条第3項中「学長補佐」を削除する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。第1条1項中「規程」を追加する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第5条。副所長に関する改訂。教育支援機構内他センターと統一。